

京都市告示第 250 号

住宅地区改良法第 5 条第 2 項で準用する同条第 1 項の規定による事業計画の変更の協議が成立し、事業計画を定めましたので、同法第 8 条第 3 項で準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 21 年 9 月 15 日

京都市長 門川 大作

- 1 住宅地区改良事業の名称 崇仁北部第三住宅地区改良事業
- 2 事業計画の決定の年月日 平成 17 年 10 月 3 日
- 3 事業計画変更の年月日 平成 21 年 3 月 30 日

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)